

● 外国人土地所有者の土地所在地状況を把握へ

政府は6月14日、所有者不明土地問題の関係閣僚会議を開き、対策の基本方針を決めたが、この中に、国内の土地を外国人が所有するケースが増えていることから、海外にいる国内土地の所有者の所在地を把握できるしくみ作りを検討することなどが盛り込まれていることが注目される（参考）。

（参考：基本方針からの抜粋）

5 多様な土地所有者の情報を円滑に把握する仕組み

不動産登記を中心にした登記簿と戸籍等の連携により、個人情報保護にも配慮しつつ、関係行政機関が土地所有者に関する情報を円滑に把握できる仕組みを構築することを目指す。その前提として法務省が管理する戸籍副本の管理システムを利用して行政機関に対して戸籍情報を提供するために、第198回国会に提出し、本年5月24日に成立した戸籍法の一部を改正する法律に基づき、新たに構築するシステムの運用が円滑に進むよう、必要な体制整備等を速やかに行う。

なお、国際化の進展を踏まえ、国内外を問わず土地所有者の所在地を的確に把握できるような仕組みの在り方についても検討する。

これとあわせ、土地に関する各種台帳情報連携を促進するとともに、これを容易にするためのデータ形式の見直しやシステム間の調整を行い、情報連携の仕組みの構築に向けた検討を進める。

こうした制度を構築するまでの間においても、自治体の協力による登記手続きの促進や、関係機関から自治体への照会による所有者情報の把握の取組を進め、関係機関の協力による所有者情報の把握を着実に実施する。なお、住民票等の除票の保存期間について住民基本台帳法及び住民基本台帳法施行令を整備し、5年間から150年間に延長する。